

別表第二 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（国際規制物資の使用に係る変更の届出）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 使用の場所</p> <p>三 五 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行うものとする。</p> <p>（合併及び分割の認可の申請）</p> <p>第三条 法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 使用の場所</p> <p>三 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>四 合併又は分割の方法及び条件</p> <p>五 合併又は分割の理由</p> <p>六 合併又は分割の時期</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し</p> <p>二 前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二</p>	<p>（国際規制物資の使用に係る変更の届出）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 五 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第三条 法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行なうものとする。</p>

- 号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(記録)

第四条 「略」

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一 「略」 二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	「略」	「略」
「略」	三、六 「略」	「略」	「略」

2、8 「略」

(国際特定活動の届出)

第四条の二の十 「略」

- 一 国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書I（x v）に規定するホットセルを含む。次号及び第七条第三十五項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

(記録)

第四条 「同上」

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一 「同上」 二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び次条第一項の表下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十八項において同じ。）の数量及び理由	「同上」	「同上」
「同上」	三、六 「同上」	「同上」	「同上」

2、8 「同上」

(国際特定活動の届出)

第四条の二の十 「同上」

- 一 国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書I（x v）に規定するホットセルを含む。次号及び第七条第三十三項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

二・三 「略」

(使用の廃止等の届出)

第五条 「略」

2 法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、法第六十一条の五の二第一項又は法第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかったときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 「略」

(国際特定活動の終了等の届出)

第六条 「略」

2 法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 「略」

(報告の徴収)

第七条 「略」

2 14 「略」

15 加工事業者等（原子力利用国際規制物資使用者を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日まで

二・三 「同上」

(使用の廃止等の届出)

第五条 「同上」

2 法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 「同上」

(国際特定活動の終了等の届出)

第六条 「同上」

2 法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 「同上」

(報告の徴収)

第七条 「同上」

2 14 「同上」

15 加工事業者等（原子力利用国際規制物資使用者を除く。次項及び第十八項において同じ。）は、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六

の期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始前に（新たに許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

16・17 「略」

18 国際規制物資を使用している者（旧国際規制物資使用者等及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を除く。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

19・20 「略」

21 非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。第三十一項及び第三十二項において同じ。）は、当該核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

22 「略」

31 非原子力利用国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、輸入又は輸出を実施した日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

32 非原子力利用国際規制物資使用者は、既に提出した前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始前に（新たに許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

16・17 「同上」

18 製錬事業者又は加工事業者等（廃棄事業者を除く。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

19・20 「同上」

21 非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。）は、当該核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

22 「同上」

22 「項を加える。」

「項を加える。」

33|| 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

34|| 加工事業者等は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に關し、サイトごとに、別記様式第二十五による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

35|| 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十六による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

36|| ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に關し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十七による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

37|| 「略」

(身分を示す証明書)

第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第六項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

(光ディスクによる手続)

第十条 第七條第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及び

31|| 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十三による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

32|| 加工事業者等は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に關し、サイトごとに、別記様式第二十四による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

33|| 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十五による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

34|| ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に關し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十六による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

35|| 「同上」

(身分を示す証明書)

第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第六項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十七及び別記様式第二十八とする。

(光ディスクによる手続)

第十条 第七條第一項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から第三十四項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX

ひX六二八一又はX〇六一〇及びX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)及び別記様式第三十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第14 (第7条関係)

核燃料物質輸入 (輸出) 実施計画報告書

【略】

注1 様式第4の注2の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にあつては、使用の場所を記載すること。

2 様式第4の注8の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にあつては、計量管理規定で定めたMBAの符号を記載すること。

3～11 【略】
備考 【略】

様式第22 (第7条関係)

核燃料物質事故増加報告書

【略】

【略】	【略】
発見された核燃料物質の形状 (注7)	【略】
【略】	【略】

〇六一〇及びX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)及び別記様式第二十九の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第14 (第7条関係)

核燃料物質輸入 (輸出) 実施計画報告書

【同上】

注1 様式第4の注2の例により記載すること。

2 様式第4の注8の例により記載すること。

3～11 【同上】
備考 【同上】

様式第22 (第7条関係)

核燃料物質事故増加報告書

【同上】

【同上】	【同上】
発見された核燃料物質の性状 (注7)	【同上】
【同上】	【同上】

の情報 情報	
-----------	--

[略]

様式第23 (第7条関係)

核燃料物質輸入(輸出)報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所
氏 名

④

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第31項(第32項)の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称	
法人にあつては代表者の氏名	
住所	
工場又は事業所	名称 所在地
使用の場	名称 所在地
核燃料物質計量管理区域の符号(注1)	
事務上の連絡先	名称 所在地
	連絡員の氏名
	所属部課名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
輸入(輸出)年月日	

の情報 情報	
-----------	--

[同上]

「様式第23の2」

輸入（輸出）相手 施設の M B A 符号	氏名		
	住所		
報告番号（注2）		修正報告番号 （注3）	
輸入（輸出）した核燃料物質の 情報	バッチ名又は番号 （注4）		
	バッチ単位体数 （注5）		
	核燃料物質の区分 （注6）		
	供給当事国 （注7）		
	元素重量（注8）		
	化合物又は混合物 重量（注9）		
	核分裂性物質重量 （注10）		
	組成、 形状等（注11）	物質の形状 化合物又は混 合物の名称 容器の種類 物質の品質	
	備考		

- 注1 様式第4の注3の例により記載すること。
- 2 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第31項の規定に

- 基づき提出する全ての報告書及び同条第32項の規定に基づき既に提出した報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 3 既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号を記載すること。
 - 4 輸出の場合は、ラテン文字、数字並びにコンマ、スラッシュ及びハイフンなどの記号を組み合わせた8文字以内の符号を記載し、輸入の場合は、相手施設の定めた符号を記載すること。
 - 5 様式第4の注19の例により記載すること。
 - 6 様式第1の注1の例により記載すること。
 - 7 様式第1の注3の例により記載すること。
 - 8 国際規制物資の種類ごとに、様式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
 - 9 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 10 様式第4の注25の例により記載すること。
 - 11 輸入の場合は、相手施設から通知される組成、形状等の情報又は物質記述コードを記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第24 (第7条関係)

製錬の事業の実施状況に関する報告書

【略】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第33項の規定により、次のとおり報告します。

様式第23 (第7条関係)

製錬の事業の実施状況に関する報告書

【同上】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第31項の規定により、次のとおり報告します。

[略]	<u>様式第25</u> (第7条関係) サイト内建物報告書	[同上]	<u>様式第24</u> (第7条関係) サイト内建物報告書
[略] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則 <u>第7条第34項</u> の規定により、次のとおり報告します。 [略]	<u>様式第26</u> (第7条関係) 国際特定活動における生産数量に関する報告書	[同上] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則 <u>第7条第32項</u> の規定により、次のとおり報告します。 [同上]	<u>様式第25</u> (第7条関係) 国際特定活動における生産数量に関する報告書
[略] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則 <u>第7条第35項</u> の規定により、次のとおり報告します。 [略]	<u>様式第27</u> (第7条関係) ウラン鉱山に関する報告書	[同上] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則 <u>第7条第33項</u> の規定により、次のとおり報告します。 [同上]	<u>様式第26</u> (第7条関係) ウラン鉱山に関する報告書
[略] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則 <u>第7条第36項</u> の規定により、次のとおり報告します。 [略]	<u>様式第28</u> (第8条関係) [略]	[同上] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則 <u>第7条第34項</u> の規定により、次のとおり報告します。 [同上]	<u>様式第27</u> (第8条関係) [同上]
<u>様式第29</u> (第8条関係) [略]		<u>様式第28</u> (第8条関係) [同上]	

<p>様式第30 (第10条関係) [略]</p>	<p>様式第29 (第10条関係) [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第三 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

		改正後		改正前			
<p>（記録）</p> <p>第三条 「略」</p>	<p>記録事項</p> <p>一 「略」</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度</p> <p>ロ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における空气中の放射性物質の一月間についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>ハ ト 「略」</p> <p>三 「略」</p> <p>四 「略」</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>「略」</p>	<p>保存期間</p> <p>「略」</p>	<p>（記録）</p> <p>第三条 「同上」</p>	<p>記録事項</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度</p> <p>ロ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における空气中の放射性物質の一月間についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>ハ ト 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 「同上」</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>「同上」</p>	<p>保存期間</p> <p>「同上」</p>
	<p>2</p> <p>4</p> <p>7</p> <p>「略」</p>	<p>2</p> <p>4</p> <p>7</p> <p>「同上」</p>					
<p>（解散等の届出）</p> <p>第四条 法第五十七条の八第八項の規定により、核原料物質使用者</p>		<p>（解散等の届出）</p> <p>第四条 法第五十七条の八第八項の規定により、核原料物質使用者</p>		<p>（解散等の届出）</p> <p>第四条 法第五十七条の八第八項の規定により、核原料物質使用者</p>			

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 一〇四 「略」</p> <p>が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>
	<p>2 一〇四 「同上」</p> <p>が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>

別表第四 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（技術上の基準）</p> <p>第二条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十条第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、受託貯蔵者で原子力規制委員会の定めるものについては、第三号、第九号から第十二号まで及び第十四号の規定は、適用しない。</p> <p>一～十四 「略」</p> <p>「見出しを削る。」</p> <p>第三条 法第六十条第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>「略」</p> <p>2～4 「略」</p>	<p>（技術上の基準）</p> <p>第二条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十条第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、受託貯蔵者で原子力規制委員会の定めるものについては、第三号、第九号から第十二号まで及び第十四号の規定は、適用しない。</p> <p>一～十四 「同上」</p> <p>（防護措置）</p> <p>第三条 法第六十条第二項の規定により、受託貯蔵者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>2～4 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第五 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表（附則第二条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 「略」</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の五第二十八号イ及び第二条の十一の九第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令百二十二号）第三十五条第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令百二十二号）第八十五条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。</p> <p>八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の五第二十八号イ及び第二条の十一の九第七号、核</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 「同上」</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の五第二十八号イ及び第四条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令百二十二号）第三十五条第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令百二十二号）第八十五条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。</p> <p>八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の五第二十八号イ及び第四条第七号、核燃料物質の</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 九・十 「略」 「略」</p> <p>燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十条第七号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。</p>
	<p>2 九・十 「同上」 「同上」</p> <p>加工の事業に関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十条第七号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。</p>

文書管理要領及び審査基準等内規の改正について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（以下「整備規則」という。）の制定に伴い新設した合併及び分割の認可等に係る専決者及び審査基準を以下のとおり定め、関係する内規を改正したい。

○原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号。平成24年9月19日原子力規制委員会決定。）の別表第3に以下の事項を追加したい。

主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第55条の4第1項の規定による合併及び分割の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
安全規制管理官付	核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）第2条の10の2第2項第6号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
保障措置室	原子炉等規制法第61条の5の2第1項の規定による合併及び分割の認可に関する事。	主管課等の長		否
保障措置室	国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第3条第2項第3号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否

また、「合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関する事」は、本件専決において既に規定しているが、この機会に製錬、加工、試験炉について、主管課等の長とする改正をし、齊一化したい。

（参考）現在規定されている専決者

	製錬	加工	実用炉	試験炉	研開炉	再処理	埋設	廃棄	貯蔵
専決者	主管部等の長	主管部等の長	主管課等の長	主管部等の長	主管課等の長	主管課等の長	主管課等の長	主管課等の長	主管課等の長

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号。平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「規程」という。）の別表に以下の基準等を追加したい。

なお、以下の表で記載する条項は、特に記載のない限り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中の該当する条項を指すものとし、※○は規程の別表の注を引用するものとする。次表において同じ。

条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
第55条の4第1項	核燃料物質の使用者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第55条の4第2項において準用される第53条第1号及び第3号に規定されている。(※2)	60日間
第56条の4第1項	使用施設等の使用の停止等	基準は、第56条の4第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）によるものとする。(※3)	
第60条第2項	保安のために必要な措置命令	基準は、第60条第1項及び第2項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成12年総理府令第125号）第3条に規定されている。(※3)	
第61条の5の2第1項	国際規制物資使用者である法人の合併及び分割に係る認可	※7	30日間

※2：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。

※3：更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない。

※7：事案毎の裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。

また、今回の改正法及び整備規則の制定に伴う改正に併せて、その他の規定についても斉一化を図る観点から見直し、規程の別表を以下のとおり改正したい。

条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
第56条	核燃料物質の使用の許可の取消し等	基準は、第56条に規定されている。(※3)	
第61条の6	国際規制物資の使用の許可の取消し等	基準は、第61条の6に規定されている。(※3)	
第61条の8第1項	計量管理規定の認可	基準は、第61条の8第2項に規定されている。(※2)	30日間
	計量管理規定の変更の認可	基準は、第61条の8第2項に規定されている。(※2)	30日間
第61条の8第3項	計量管理規定の変更の命令	基準は、第61条の8第3項に規定されている。(※3)	

第61条の9	国際規制物資の返還又は譲渡の命令	基準は、第61条の9に規定されている。 (※3)	
第61条の16第1項	指定情報処理機関の業務規定の認可	※7	※6
	指定情報処理機関の業務規定の変更の認可	同上	※6
第61条の16第3項	指定情報処理機関の業務規定の変更の命令	基準は、第61条の16第3項に規定されている。(※3)	
第61条の19	指定情報処理機関の業務規定に係る適合命令	基準は、第61条の12に規定されている。 (※3)	
第61条の20	情報処理業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可	※7	※6
第61条の21	指定情報処理機関の指定の取消し等	基準は、第61条の21に規定されている。 (※3)	
第61条の23の8第1項	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の認可	※7	※6
	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可	同上	※6
第61条の23の8第3項	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の命令	基準は、第61条の23の8第3項に規定されている。(※3)	
第61条の23の12	指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員の解任命令	基準は、第61条の23の12に規定されている。(※3)	
第61条の23の14	指定保障措置検査等実施機関に対する監督命令	基準は、第61条の23の14に規定されている。(※3)	
第61条の23の15	保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可	※7	※6
第61条の23の16	指定保障措置検査等実施機関の指定の取消し等	基準は、第61条の23の16に規定されている。(※3)	
国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規則」という。）第4条の27第3項	相互流用又は予備費の使用に係る承認を要する経費の指定	※7	
	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る相互流用又は予備費の使用の承認	※7	30日間

国規則第4条 の28第1項	繰越しに係る承認を要する 経費の指定	※7	
	原子力規制委員会が指定す る経費の金額に係る繰越し の承認	※7	30日間
国規則第4条 の30第2項	会計規程の基本的事項の承 認及び変更の承認	※7	30日間

※2：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。

※3：更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない。

※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動する
こと等の理由により設定しない。

※7：事案毎の裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。

関係する規則及び告示の規定の整理について

1. 規則

- 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府令・原子力規制委員会規則第 号）

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）※

命令の条項番号	改正前	改正後
第 2 条第 4 項	法第 56 条の 3 第 1 項	法第 57 条第 1 項

※従前の文部科学省・経済産業省令は、原子力規制委員会設置法附則第 4 条第 1 項の規定により原子力規制委員会規則とみなし、原子力規制委員会規則により改正する。

2. 告示

- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示（平成 29 年原子力規制委員会告示第 号）

- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）

告示の条項番号	改正前	改正後
第 4 条	核燃料物質使用規則第 3 条第 4 号ハ	核燃料物質使用規則第 2 条の 11 の 3 第 1 号ハ
第 5 条	同規則第 3 条第 6 号イ	同規則第 2 条の 11 の 4 第 1 項第 1 号
第 6 条	同規則第 3 条第 6 号ロ	同規則第 2 条の 11 の 4 第 1 項第 2 号
第 7 条第 1 項及び第 2 項	同規則第 8 条第 2 項	同規則第 2 条の 11 の 4 第 2 項
第 7 条第 3 項	同規則第 8 条第 3 項第 3 号	同規則第 2 条の 11 の 4 第 3 項第 3 号
第 8 条	同規則第 4 条第 4 号	同規則第 2 条の 11 の 9 第 4 号
第 10 条	同規則第 3 条第 8 号ハ	同規則第 2 条の 11 の 5 第 2 号ハ

- ・核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和 53 年科学技術庁告示第 10 号）

告示の条項番号	改正前	改正後
第 1 条	核燃料物質使用規則第 5 条	核燃料物質使用規則第 2 条の 11 の 7
第 2 条	同規則第 5 条第 1 項第 2 号イ	同規則第 2 条の 11 の 7 第 1 項第 2 号イ
第 3 条	同規則第 5 条第 1 項第 2 号ロ	同規則第 2 条の 11 の 7 第 1 項第 2 号ロ
第 4 条	同規則第 5 条第 1 項第 4 号	同規則第 2 条の 11 の 7 第 1 項第 4 号
第 5 条	同規則第 5 条第 1 項第 6 号	同規則第 2 条の 11 の 7 第 1 項第 6 号
第 6 条	同規則第 5 条第 1 項第 10 号	同規則第 2 条の 11 の 7 第 1 項第 10 号
第 7 条	同規則第 5 条第 2 項	同規則第 2 条の 11 の 7 第 2 項
第 8 条	同規則第 5 条第 2 項ただし書	同規則第 2 条の 11 の 7 第 2 項ただし書